

香川県条例第63号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年香川県条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(職員) 第2条 略	(職員) 第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、執行機関たる委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の非常勤の委員その他の非常勤の構成員並びに非常勤の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員で、次に掲げる者以外のものをいう。 <u>(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受ける者</u> <u>(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）の適用を受ける者</u> <u>(3) 香川県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和62年香川県条例第1号）の適用を受ける者</u>
(この条例に定めがない事項) 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法 第3章（第24条、第25条、 <u>第45条及び第46条</u> を除く。）の規定の例による。	(この条例に定めがない事項) 第16条 この章に定めるもののほか、補償に関し必要な事項については、法 第3章（第24条、第25条、 <u>第45条、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）</u> を除く。）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害について、補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定による保険給付であって、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定による補償に相当するものを受けた場合には、当該者には同条例の規定による補償は行わない。